

上 告 受 理 申 立 書

事件名: 上告受理申立事件

令和4年5月2日

最 高 裁 判 所 御 中

申立人

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

高野 邦 夫



相手方

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-4

国

記

上記当事者間の広島地方裁判所(三次支部)令和3年(ワ)第29号損害賠償請求事件について、令和4年4月27日下記判決の言渡しを受け、4年4月28日判決正本の送達を受けたが、同判決は全部不服であるから上告受理の申立てをする。

1 被申立事件: 広島地方裁判所(三次支部)令和3年(ワ)第29号損害賠償請求事件

2 判決主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

3. 上告受理申立ての趣旨

★民事訴訟法第318条1項

上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

上記判決には、民事訴訟法第318条1項の趣旨に照らし、判決に及ぼす重大な違法がある。

4. 上告受理申立の理由

詳細は追って理由書他を提出する。

5. 添付書類: 上告受理申立書副本 7通

以上申立人 高野 邦 夫(コウノクニオ)

